

# 農業共済組合の共済事業に係る リスク分散手法等

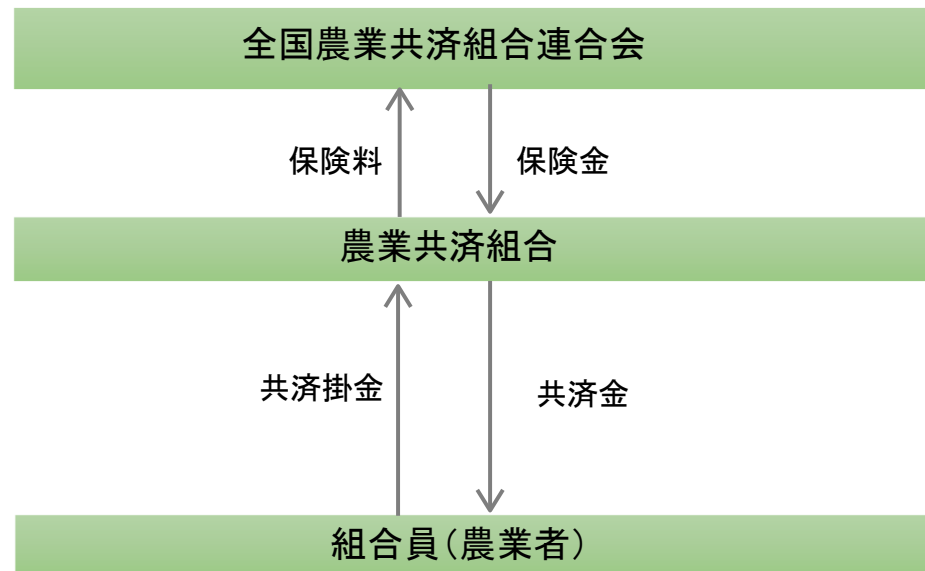
令和8年5月

農林水産省経営局保険課・保険監理官

# 建物総合共済のリスク分散手法

- 建物総合共済においては、農業共済組合の組合員（農業者・農業従事者）が契約対象。
- また、地震補償については、農業共済組合（県域等ごと）が引受けを行った後、再保険方式により、全国的なリスク分散を図っている。

（運営体制（再保険）のイメージ）



注1 茨城県においては、1農業共済組合連合会、3農業共済組合で運営。

注2 全国農業共済組合連合会は、組合から保険に付された建物共済の支払責任の一部について全国共済農業協同組合連合会への再共済を実施

## 建物総合共済の引受け

- 農業共済組合は、組合員からの建物総合共済の加入申込書を審査し、引受けの諾否を決定。  
地震については、建物総合共済の本体で補償。
- 地震発生直後の引受けについては、損害を受けた建物にあっては引き受けないこととし、新たに引き受ける建物にあっては損害が既に発生している損傷がないか等に留意して審査。  
(○ 地震保険料控除制度への対応のため、地震保険料控除証明書を発行。)

### 引受の流れ

加入申込書の提出

↓

加入申込書の審査

↓

引受の諾否の決定

↓

引受結果を集計し、出再

↓

加入申込に係る台帳及びデータの整備保存

### 地震発生直後の引受時の対応

現地において既に発生している損傷がないかの確認・写真撮影をするなど、地震発生直後の引受リスクに留意して審査し、既に一部に被害を生じ、いまだ復旧されていない建物を引受けしないよう対応。

## 建物総合共済の損害評価

- 地震災害において広範囲に多数の罹災建物が発生した場合には、地震災害に係る損害評価（査定）基準を定めた要領に基づき、迅速かつ適切な損害評価を実施。
- 損害評価等に関する共通システムを整備。
- 損害評価等に係る研修会を実施。

### 地震災害に係る損害評価の方法

#### 【建物】

- ・原則として、地震災害に係る損害評価（査定）基準を定めた要領に基づき、損害評価
- ・地震により、建物の構成部分（基礎、外壁、屋根等）に変形、移動、破損、破壊等による損害が生じた場合に、当該要領を適用
- ・建物の構成部分ごとに、基準、損害認定方法等を明確化し、迅速・適切な損害評価の実施を図っている。

#### 【家具類】

- ・大規模地震により家具類の損害が発生した場合において、代表品目（食器陶器類、電気器具類、家具類、身回り品その他、衣類寝具類）等に着目し、基準、損害認定方法等を明確化し、迅速・適切な損害評価の実施を図っている。

## (参考)建物共済の概要

	建物総合共済	建物火災共済
契約の対象	建物、工作物、家具類、農機具	建物、工作物、家具類、農機具
保障期間	1年	1年
保障対象	①火災等 ②自然災害（風水災等、地震等）	火災等
加入限度額	4,000万円	6,000万円
掛金	都府県（組合）別・構造別・用途別・特約別	都府県（組合）別・構造別・用途別・特約別
共済金支払等 （地震等）	<p><b>〔支払要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、工作物 地震等による損害割合5%以上の場合</li> <li>・家具類、農機具 地震等による損害割合70%以上の場合</li> </ul> <p><b>〔建物、工作物、家具類、農機具共通〕</b>            損害の額 × (共済金額/共済価額) × 50%</p>	—